

東京海上日動安心110番（事故受付センター）

事故のご連絡・ご相談は全国どこからでも「東京海上日動安心110番」へ
 ※事故の受付・ご相談のみ承ります。事故以外のお問い合わせは下記取扱代理店までご連絡ください。



“事故は119番-110番”

0120-119-110

受付時間：
24時間365日



お問い合わせ・プラン、住所変更等の内容変更・解約のご連絡先(取扱代理店)

株式会社 **アークスリー・インタショナル**
 〒530-0001 大阪府大阪市北区梅田2-2-2 ヒルトンプラザウエスト9階
<https://www.arc3.co.jp>
TEL.06-6347-7990
 (営業時間 平日9:30~18:00 土曜9:30~13:00)

引受保険会社(幹事保険会社)

東京海上日動火災保険株式会社
 担当課:関西公務金融部 神戸公務金融課
 〒650-0024 神戸市中央区海岸通7番第二神港ビル
TEL.078-333-7241
 (営業時間 平日9:00~17:00)



申込締切

令和2年

4/22^水

必着

保険料引落日:令和2年7月27日(月)

2020年度版 園児・児童・生徒の保護者の皆様へ

神戸市PTA協議会

園児・児童・生徒24時間総合保障制度

(団体総合生活保険)

学校内だけに限らず様々な危険からお子様を

24時間365日お守りします!



保険料が約36%割引!

団体割引25%・損害率による割引15%適用

1ヶ月あたり
約**500円**~
(年間保険料5,970円のタイプ)

保険期間 令和2年5月1日午後4時 から 令和3年5月1日午後4時 まで 1年間

実際に保険金請求されたお客様の声

※2018年4月~2019年9月お客様アンケート回答結果調べ



保険金お支払サービス全般について
96.3%が
満足と回答

95%が
 今後も継続して
加入希望

保険金請求が**簡単!**

- ▶ スマホから請求可能
- ▶ 10万以下の請求は**診断書不要**
- ▶ お支払いに掛かった日数**2日以内が約93%***

園児・児童・生徒24時間総合保障制度では

これらの補償でお子様の「毎日」をお守りします。

補償のご説明

個人賠償責任補償 家族型

対象プラン				
SS	S	A	B	C
×	×	×	×	×

加害事故を起こしたときの補償

兵庫県自転車条例にも対応

お子様本人だけでなく、ご家族の方も対象です。
※詳細はP.6をご確認ください。

示談交渉サービス付き



自転車で走行中、通行人にぶつかってケガをさせてしまった。



飼い犬が他人にかみついてケガをさせた

日常生活において偶然な事故により他人にケガをさせたり、他人の物を壊したりして、法律上の損害賠償責任を負った場合に保険金をお支払いします。賠償責任については日本国内での事故(訴訟が日本国外の裁判所に提起された場合等を除きます。)に限り、示談交渉は原則として東京海上日動が行います。
※自動車およびバイク(原動機付自転車を含む)での事故は補償対象外となります。

■小・中・高校生が加害者となってしまった自転車事故高額賠償保険金

賠償金額	加害者	状況
9,521万円	小学5年生 男児	男子小学生(11歳)が夜間、帰宅途中に自転車で走行中、歩道と車道の区別のない道路において歩行中の女性(62歳)と正面衝突。女性は頭蓋骨骨折等の傷害を負い、意識が戻らない状態となった。(神戸地方裁判所、平成25(2013)年7月4日判決)
9,266万円	男子高校生	男子高校生が昼間、自転車横断帯のかなり手前の歩道から車道を斜めに横断し、対向車線を自転車で直進してきた男性会社員(24歳)と衝突。男性会社員に重大な障害(言語機能の喪失等)が残った。(東京地方裁判所、平成20(2008)年6月5日判決)
4,043万円	男子高校生	男子高校生が朝、赤信号で交差点の横断歩道を走行中、旋盤工(62歳)の男性が運転するオートバイと衝突。旋盤工は頭蓋内損傷で13日後に死亡した。(東京地方裁判所、平成17(2005)年9月14日判決)
3,138万円	男子高校生	男子高校生が朝、自転車で歩道から交差点に無理に進入し、女性の保険勧誘員(60歳)が運転する自転車と衝突。保険勧誘員は頭蓋骨骨折を負い9日後に死亡した。(さいたま地方裁判所、平成14(2002)年2月15日判決)

補償額が無制限(国内)のSSプラン・Sプランならさらに安心です。

3ページをご確認ください。

携行品補償

対象プラン				
SS	S	A	B	C
D	×	×	×	×



・旅行中、誤ってカメラを落として壊してしまった。
・外出中、ハンドバッグをひたかれた。

日本国内外を問わず、保険の対象となる方が所有する自宅外で携行している家財が偶然な事故によって損害を受けた場合に保険金をお支払いします。

※自転車、ゴルフ・カート、サーフボード、携帯電話、眼鏡、ペット、植物、手形その他の有価証券(小切手は含みません。)、商品・製品等は、補償の対象となりません。

※他人の預かり品は対象になりません。

天災危険補償 (日本国内・国外とも補償)

対象プラン				
SS	S	A	×	×
D	E	F	×	×



地震によって家具が倒れ、ケガを負ってしまった。

地震もしくは噴火またはこれらを原因とする津波によるケガの場合も傷害保険金をお支払します。

※保険金をお支払いする主な場合、保険金をお支払いしない主な場合については、「補償の概要等」をご確認ください。

傷害補償

対象プラン							
SS	S	A	B	C	×	×	×
D	E	F	G	H	×	×	×

24時間いつでもどこでも急激かつ偶然な外来の事故によるケガを補償



・クラブ活動中にケガをした。
・自転車運転中にケガをした。

- 校内・通学途中、クラブ活動、旅行、レジャー等でお子様本人の急激かつ偶然な外来の事故によるケガを補償します。(国内外を問いません。)
- 入院・通院は1日目から保険金をお支払いします。ケガによる死亡・後遺障害保険金、入院保険金、手術保険金、通院保険金をお支払いします。
- 手術保険金のお支払額は、入院保険金日額の10倍(入院中の手術)または5倍(入院中以外の手術)となります。

特定感染症の補償

対象プラン							
SS	S	A	B	×	×	×	×
D	E	F	G	×	×	×	×

0-157等の特定感染症を発病した場合の補償



0-157に感染した。

- 保険金お支払いの対象となる特定感染症の種類については「補償の概要等」をご覧ください。
- 傷害補償基本特約のうちの死亡保険金、手術保険金を除く、後遺障害保険金・入院保険金・通院保険金のみお支払いします。
- 初年度契約の場合には、保険責任開始日からその日を含めて10日以内の発病には保険金をお支払いできません。
※地震もしくは噴火またはこれらによる津波により発病した特定感染症については、補償の対象となりません。

熱中症の補償

対象プラン							
SS	S	A	B	×	×	×	×
D	E	F	G	×	×	×	×



屋外イベントに参加中、熱中症で病院に運ばれた。

熱中症(日射または熱射による身体の障害)になった場合に保険金をお支払いします。

育英費用補償

対象プラン							
SS	S	A	B	C	×	×	×
D	E	F	G	H	×	×	×

ケガで扶養者にもしものことがあったときの補償



扶養者がケガによる重度後遺障害を被った

扶養者が急激かつ偶然な外来の事故(ケガ)により死亡されたり、重度後遺障害を被った場合に育英費用保険金として保険金額の全額をお支払いします。
※あらかじめ、扶養者の方を指定していただきます。

病気補償

対象プラン							
SS	S	A	×	×	×	×	×
D	E	F	×	×	×	×	×

お子様が病気により入院や手術をした場合の補償



肺炎で入院した。

お子様本人が病気により2日以上入院した場合は「入院医療保険金」を、60日以上入院が必要と診断された場合は「入院療養一時金」を、また、手術や放射線治療を受けられた場合には「手術医療保険金」をお支払いします。
加入対象者: 小学校1年生(6才)以上。
※幼稚園に通われるお子様(6才未満)はご加入できませんので、ご注意ください。
※病気補償については、保険料控除の対象となります。対象者全員に、10月頃控除証明書を郵送いたします。

※保険金をお支払いする主な場合、保険金をお支払いしない主な場合については、「補償の概要等」をご確認ください。

保険金額 ・ 保険料表

神戸市PTA協議会の
スケールメリット

団体割引25%・損害率による割引15%適用により、
約36%保険料が割安!

※料率改定、団体割引率・大口団体割引率の変更により、保険料の改定を行っております。

フル補償で安心!月々で換算すると2,205円です

お手頃で補償充実!オススメプランです

ご加入プラン		スペシャル	リッチ	スタンダード	エコノミー	スリム	
		SSプラン	Sプラン	Aプラン	Bプラン	Cプラン	
割引適用前の掛金*		40,800円	27,080円	20,050円	13,530円	9,230円	
制度維持費200円を含む 1年分	個人賠償責任 あり プラン	26,660円	17,650円	13,060円	8,690円	5,970円	
	個人賠償責任 なし プラン	25,350円	16,340円	11,900円	7,530円	4,810円	
一家に必ず必要な個人賠償責任補償ですが、ご兄弟が「個人賠償責任 あり プラン」に加入の場合や、他の自動車保険・火災保険に特約としてセットされている場合は補償が重複してしまう…。 そんな方にオススメのプランです。							
保 険 金 額	賠償責任補償*1 家族型 お子様もご家族も対象	国内: 無制限 国外: 1億円	国内: 無制限 国外: 1億円	国内: 1億円 国外: 1億円	国内: 1億円 国外: 1億円	国内: 1億円 国外: 1億円	
	ご兄弟でご加入する場合、補償の重複には十分にご注意ください。						
	費用	育英費用	500万円	230万円	120万円	70万円	50万円
	ケ ガ	死亡・後遺障害	480万円	166万円	115万円	113万円	85万円
		入院保険金(日額)	7,000円	5,500円	4,300円	4,000円	2,600円
		通院保険金(日額)	3,000円	2,500円	2,000円	1,400円	1,000円
		手術保険金*2	入院保険金日額の 10倍 (入院中の手術)または 5倍 (入院中以外の手術)				
	病 気 ※4※5	特定感染症	○	○	○	○	×
		熱中症	○	○	○	○	×
		天災危険補償	○	○	○		×
入院医療保険金(日額)		5,000円	3,500円	2,000円		×	
財 産	手術医療保険金*3	50,000円	35,000円	20,000円		×	
	入院療養一時金	30万円	30万円	15万円		×	
	携行品 (免責金額(自己負担額):5,000円)	10万円			×		

※上記保険料は職種別Aの方を対象としたものです。
 お子様(被保険者-保険の対象となる方)が、アルバイト等で継続的に以下の6業種(※)のいずれかに従事される場合は、職種別Bとなり保険料が異なります。
 お問い合わせ先まで必ずご連絡ください(ご加入後に該当することとなった場合も、遅滞なくご連絡いただきますようお願いいたします。)
 (※)「自動車運転者」、「建設業者」、「農林業業者」、「漁業業者」、「採鉱・採石業者」、「木・竹・草・つる製品製造業者」
 ※1 情報機器等に記録された情報の損壊に起因する損害賠償責任については、500万円が支払限度額となります。
 ※2 傷の処置や抜歯等お支払いの対象外の手術があります。
 ※3 手術医療保険金のお支払い額は、入院医療保険金日額の10倍(入院中の手術または放射線治療)または5倍(入院中以外の手術)となります。傷の処置、切開術(皮膚、鼓膜)、抜歯等、お支払いの対象外の手術やお支払回数に制限がある手術があります。
 ※4 SS・S・A・D・E・Fプランについては、保険料控除の対象となります。今年度より、対象者全員に、10月頃控除証明書を郵送いたします。
 ※5 幼稚園に通われるお子様(6才未満)はご加入できませんのでご注意ください。

お申し込みにあたって

申込締切日・保険料引落日	締切日 令和2年 4月22日(水)	▶	保険料引落日 令和2年 7月27日(月)
※締切日以降 毎月20日までのお申し込みで翌月1日から中途加入が可能です			
保険期間	締切日の場合 令和2年5月1日午後4時 ~ 令和3年5月1日午後4時 まで		
※締切日以降の場合 中途加入補償開始日 ~ 令和3年5月1日午後4時 まで			

ご加入までの流れ

▶ 新規加入、加入内容変更(ご加入プラン・住所など)を希望する方

- 3ページより、ご希望のプランをお選びください。
 - 保険料をご確認のうえ、記入例に従い、同封の「加入依頼書」に必要事項をご記入ください。「重要事項説明書」「ご加入内容確認事項(意向確認事項)」を必ずご確認ください。
 - お申込締切日までに「加入依頼書」を緑の返信用封筒に入れて投函してください。
 - 加入者証は5月上旬から順次お送りします。
加入者証が未着であっても補償開始日以降の事故については補償されますのでご安心ください。
 - 保険料(制度維持費200円含む)は、ご指定の引落口座より**7月27日(月)**に引き落としさせていただきます。
※引落口座の通帳には「MBS・PTAホケンリョウ」と表示されます。
 ※万一、引落日に年間保険料が引落不能の場合には、8月27日(木)に再度引落しさせていただきます。
 ※8月27日(木)も引落不能となった場合は、補償開始日に遡り、補償が無効となりますので、ご注意ください。
- 加入者証到着までは「加入依頼書」のお客様控えが当加入の証となりますので、このパンフレットと合わせて大切に保管してください。

▶ 更新(加入内容変更なし)を希望される方

自動継続となりますので「加入依頼書」のご提出は不要です。
※ご注意:2020年3月に卒園・卒業された方は、進学された学校で改めて加入手続きが必要です。

▶ 更新をされない方

「加入依頼書」の「更新しない」に○印をつけて、ご住所・(保護者様のお名前・お子様のお名前・電話番号)をご記入のうえ、お申込締切日までに緑の返信用封筒に入れて投函してください。

▶ 保険の対象となる方 保険の対象となる方は、それぞれの補償について、本人型、家族型のいずれかになります。

	子ども傷害補償、携行品	個人賠償責任
	(本人型)	(家族型)
ご本人*1	○	○
ご本人*1の配偶者	-	○
ご本人*1もしくは親権者またはご本人*1の配偶者の同居のご親族	-	○
ご本人*1もしくは親権者またはご本人*1の配偶者の別居の未婚のお子様	-	○

※保険の対象となる方の続柄は、損害の原因となった事故発生時におけるものをいいます。
 ※個人賠償責任については、ご本人*1の親権者、その他の法定の監督義務者および代理監督義務者も保険の対象となる方に含まれます(代理監督義務者については、ご本人*1に関する事故に限りません。)。また、ご本人*1以外の上表の保険の対象となる方が責任無能力者である場合は、責任無能力者の親権者、その他の法定の監督義務者および代理監督義務者(責任無能力者の配偶者または親族に限ります。)。も保険の対象となる方に含まれます(責任無能力者に関する事故に限ります。)。
 *1 神戸市PTA協議会加盟の幼稚園・小学校・中学校・高等学校・特別支援学校に在籍する園児・児童・生徒(入園、入学手続きを終えた方を含みます。)。の方で、加入依頼書等に「保険の対象となる方(被保険者)ご本人」として記載された方をいいます。
 【「保険の対象となる方(被保険者)について」における用語の解説】
 (1) 配偶者: 法律上の配偶者のほか、①婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情(婚約とは異なります。)。にある方および②戸籍上の性別が同一であるが婚姻関係とは異なる程度の実質を備える状態にある方を含みます。ただし、①および②については、以下の要件をすべて満たすことが書面等により確認できる場合に限り、
 a. 婚姻意思を有すること(戸籍上の性別が同一の場合は、夫婦同様の関係を将来にわたって継続する意思をいいます。)。 b. 同居により夫婦同様の共同生活を送っていること。
 (2) 親族: 6親等以内の血族および3親等以内の姻族をいいます(配偶者を含みません。)
 (3) 未婚: これまでに婚姻歴がないことをいいます。
 ※育英費用については、あらかじめ扶養者を指定し、扶養者のお名前を加入依頼書等の「被保険者の扶養者」欄に記入してください。原則として、扶養者として指定できるのは、保険の対象となる方の親権者であり(保険の対象となる方が成年に達した場合はこの限りではありません。)、かつ、保険の対象となる方の生活費および学業費用の全部または一部を継続的に負担して、保険の対象となる方の生計を主に支えている方とします。



よくあるご質問

Q 部活動中や休日のケガも請求できるの？

A **学校内外**を問わず365日24時間補償いたしますので、ご請求いただけます。



Q 熱中症って補償の対象になるの？

A SS、S、A、B、D、E、F、Gのプランで補償対象となります。



Q 地震によるケガでも補償されるの？

A 天災危険補償特約がセットされている「SS・S・A・D・E・F」プランでは、地震もしくは噴火またはこれらを原因とする津波によるケガの場合も、傷害保険金が補償されます。



Q 個人賠償責任補償は具体的にどのような場合が対象となるの？

A スポーツ中^{*1}や自転車に乗っている際に他人にケガをさせた場合や、買い物に行った際、誤って商品を落として壊してしまった場合等に保険金をお支払いいたします。



*1 同じスポーツをしているプレイヤー間の事故によるケガは法律上の損害賠償責任が発生せず、保険金支払いの対象外となる場合があります。

Q 個人賠償責任補償は家族全員が対象ってどういうこと？

A お子様のご家族やペットが起こした賠償事故にも対応できます。詳細はP4「保険の対象となる方」をご確認ください。



Q ケガをしたり事故が起きた場合はどこに連絡すれば良いの？

A 下記「東京海上日動安心110番」までご連絡ください。
(受付時間365日24時間)

☎0120-119-110



本確認事項は、万一の事故の際に安心して保険をご利用いただけるよう、ご加入いただく保険商品がお客様のご希望に合致した内容であること、ご加入いただくうえで特に重要な事項を正しくご記入をいただいていること等を確認させていただいたためのもので、お手数ですが以下の各質問事項について再度ご確認くださいませようお願い申し上げます。
なお、ご確認にあたりご不明な点等がございましたら、《お問い合わせ先》までご連絡ください。

1. 保険商品が以下の点でお客様のご希望に合致した内容となっていることをパンフレット・重要事項説明書等でご確認ください。万一、ご希望に合致しない場合はご加入内容を再度ご確認ください。

- 保険金をお支払いする主な場合
- 保険金額、免責金額(自己負担額)
- 保険期間
- 保険料・保険料払込方法
- 保険の対象となる方

2. 加入依頼書等の記入事項等につき、以下の点をご確認ください。万一、記入漏れ、記入誤りがある場合は、加入依頼書等を訂正してください。また、下記事項に関し、現在のご加入内容について誤りがありましたら、《お問い合わせ先:アーク・スリー・インターナショナル(TEL06-6347-7990)》までご連絡ください。

確認事項	傷害補償
<input type="checkbox"/> 加入依頼書等の「生年月日」または「満年齢」欄、「性別」欄は正しくご記入いただいていますか？	○
<input type="checkbox"/> 加入依頼書等の「職業・職務」欄、「職種級別」欄は正しくご記入いただいていますか？ ※各区分(AまたはB)に該当する職業例は下記のとおりです。 ○ 職種級別Aに該当する方: 「事務従事者」、「販売従事者」等、下記の職種級別Bに該当しない方 ○ 職種級別Bに該当する方: 「自動車運転者」、「建設作業者」、「農林業作業者」、「漁業作業者」、「採鉱・採石作業者」、「木・竹・草・つる製品製造業者」(以上、6職種)	○
<input type="checkbox"/> 加入依頼書等の「他の保険契約等」欄は正しく告知いただいていますか？	○

3. 重要事項説明書の内容についてご確認ください。

特に「保険金をお支払いしない主な場合」、「告知義務・通知義務等」、「補償の重複に関するご注意*1」についてご確認ください。
*1 例えば、個人賠償責任補償特約をご契約される場合で、他に同種のご契約をされているとき等、補償範囲が重複することがあります。

※インターネット等によりお手続きされる場合は、本確認事項中の「記入」を「入力」と読み替えてください。

必ずお読みください



●ご加入内容に関する大切なお知らせ

この保険は、神戸市PTA協議会を契約者とし、団体の構成員等を保険の対象となる方とする団体契約です。保険証券を請求する権利、保険契約を解約する権利等は原則として神戸市PTA協議会が有します。今回更新いただく内容に一部改定があります。補償内容・保険料等の主な改定点はP13のとおりとなりますので、今年度の募集パンフレット等とあわせてご確認ください。また、現在ご加入の方につきましては、表紙記載のお申込締切日までにご加入者の方からの特段のお申し出または保険会社からの連絡がない限り、当団体は、今年度の募集パンフレット等に記載の補償内容・保険料にて、保険会社に保険契約を申し込みます。

●ご加入いただける学校:神戸市立PTA協議会加盟の幼稚園・小学校・中学校・高等学校・特別支援学校

私立学校、県立学校、国立学校は、会員外のためご加入いただけません。転居・転校など、構成員(会員)でなくなった場合は、補償を継続できなくなる為、必ずご連絡ください。

●中途加入

保険期間の途中でご加入いただくことも可能です。毎月20日までに「加入依頼書」をご提出いただいた場合、翌月1日から補償が開始されます。保険料は、補償開始月の翌々月の27日にご指定の引落口座より引き落としさせていただきます。保険料は、取扱代理店にお問合せください。

●翌年度更新時の取扱い

1月～3月に満期のご案内を郵送いたします。今年度と同じタイプで更新をご希望する場合であっても、商品改定等により補償内容や保険料が変わることがありますので、よくご確認ください。

団体総合生活保険 補償の概要等



※ご加入いただくタイプによっては保険金お支払いの対象とならない場合があります。ご加入のタイプの詳細については、「保険金額・保険料」表をご確認ください。

保険期間：1年以内、1年超

【傷害補償(こども傷害補償)】

「急激かつ偶然な外来の事故」により、保険の対象となる方がケガ*1をした場合に保険金をお支払いします。

※「熱中症危険補償特約」がセットされている場合、保険の対象となる方が熱中症(日射または熱射による身体の障害)になった場合にも、傷害補償基本特約の各保険金をお支払いします。

*1 ケガには、有毒ガスまたは有毒物質による急性中毒、細菌性食中毒およびウイルス性食中毒*2を含みます。なお、職業病、テニス肩のような急激性、偶然性、外来性のいずれかまたはすべてを欠くケースについては、保険金お支払いの対象となりませんのでご注意ください。

*2 「細菌性食中毒等補償特約」が自動セットされます。

保険金支払の対象となっていない身体に生じた障害の影響等によって、保険金を支払うべきケガの程度が重大となった場合は、東京海上日動は、その影響がなかったときに相当する金額をお支払いします。

詳細は、パンフレット等記載のお問い合わせ先までご連絡ください。

保険金をお支払いする主な場合		保険金をお支払いしない主な場合	
死亡保険金	事故の日からその日を含めて180日以内に死亡された場合 ▶死亡・後遺障害保険金額の全額をお支払いします。 ※1事故について、既に支払われた後遺障害保険金がある場合は、死亡・後遺障害保険金額から既に支払われた金額を差し引いた額をお支払いします。	・地震・噴火またはこれらによる津波によって生じたケガ*1 ・保険の対象となる方の故意または重大な過失によって生じたケガ	等
後遺障害保険金	事故の日からその日を含めて180日以内に身体に後遺障害が生じた場合 ▶後遺障害の程度に応じて死亡・後遺障害保険金額の4%~100%をお支払いします。 ※1事故について死亡・後遺障害保険金額が限度となります。	・保険金の受取人の故意または重大な過失によって生じたケガ(その方が受け取るべき金額部分) ・保険の対象となる方の闘争行為、自殺行為または犯罪行為によって生じたケガ ・無免許運転や酒気帯び運転をしている場合に生じたケガ	等
入院保険金	医師等の治療を必要とし、事故の日からその日を含めて180日以内に入院された場合 ▶入院保険金日額に入院した日数(実日数)を乗じた額をお支払いします。ただし、事故の日からその日を含めて180日を経過した後の入院に対してはお支払いできません。また、支払対象となる「入院した日数」は、1事故について180日を限度とします。 ※入院保険金が支払われる期間中、さらに別のケガをされても入院保険金は重複してはお支払いできません。	・脳疾患、疾病または心神喪失によって生じたケガ ・妊娠、出産、早産または流産によって生じたケガ ・外科的手術等の医療処置(保険金が支払われるケガを治療する場合を除きます。)によって生じたケガ ・ビッケル等の登山用具を使用する山岳登山、ハンングライダー搭乗等の危険な運動等を行っている間に生じた事故によって被ったケガ	等
手術保険金	治療を目的として、公的医療保険制度に基づく医科診療報酬点数表により手術料の算定対象として列挙されている手術*1または先進医療*2に該当する所定の手術を受けられた場合 ▶入院保険金日額の10倍(入院中の手術)または5倍(入院中以外の手術)の額をお支払いします。ただし、1事故について事故の日からその日を含めて180日以内に受けた手術1回に限りです。*3 *1 傷の処置や抜歯等お支払いの対象外の手術があります。 *2 「先進医療」とは、公的医療保険制度に定められる評価療養のうち、厚生労働大臣が定める先進医療(先進医療ごとに厚生労働大臣が定める施設基準に適合する病院または診療所等において行われるものに限りです。)をいいます(詳細については厚生労働省のホームページをご参照ください。)。なお、療養を受けた日現在、公的医療保険制度の給付対象となっている療養は先進医療とはみなされません(保険期間中に対象となる先進医療は変動する可能性があります。)。 *3 1事故に基づくケガに対して入院中と入院中以外の両方の手術を受けた場合には、入院保険金日額の10倍の額のみお支払いします。	・オートバイ・自動車競争選手、自転車競争選手、猛獣取扱者、プロボクサー等の危険な職業に従事している間に生じた事故によって被ったケガ ・自動車等の乗用車を用いて競技、試運転、競技場でのフリー走行等を行っている間に生じた事故によって被ったケガ ・むちうち症や腰痛等で、医学的他覚所見のないもの	等
通院保険金	医師等の治療を必要とし、事故の日からその日を含めて180日以内に通院(往診を含みます。)された場合 ▶通院保険金日額に通院した日数(実日数)を乗じた額をお支払いします。ただし、事故の日からその日を含めて180日を経過した後の通院に対してはお支払いできません。また、支払対象となる「通院した日数」は、1事故について90日を限度とします。 ※入院保険金と重複してはお支払いできません。また、通院保険金が支払われる期間中、さらに別のケガをされても通院保険金は重複してはお支払いできません。 ※通院しない場合であっても、医師等の治療により所定の部位の骨折等によりギプス等*1を常時装着した日数についても、「通院した日数」に含まれます。 *1 ギプス、ギプスシーネ、ギプスシャーレ、副子・シーネ固定、創外固定器、PTBキャスト、PTBブレースおよび三内式シーネをいいます。	*1 天災危険補償特約がセットされるタイプは、地震・噴火またはこれらによる津波によって生じたケガに対しても保険金をお支払いします。	等

保険金をお支払いする主な場合		保険金をお支払いしない主な場合	
特定感染症危険補償特約	特定感染症の発病によって以下のような状態となった場合 ■発病の日からその日を含めて180日以内に身体に後遺障害が生じた場合 ■医師等の治療を必要とし、発病の日からその日を含めて180日以内に入院された場合(法律により「就業制限」された場合を含みます。) ■医師等の治療を必要とし、発病の日からその日を含めて180日以内に通院(往診を含みます。)された場合 ▶傷害補償基本特約のうちの後遺障害保険金、入院保険金、通院保険金の各保険金をお支払いします(なお、お支払内容の詳細は、傷害補償基本特約の各保険金をご確認ください。)。 ※特定感染症とは「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律(感染症予防法)」に規定する一類感染症、二類感染症、三類感染症をいいます。	・地震・噴火またはこれらによる津波によって発病した特定感染症 ・保険の対象となる方の故意または重大な過失によって発病した特定感染症(その方が受け取るべき金額部分) ・保険の対象となる方の闘争行為、自殺行為または犯罪行為によって発病した特定感染症 ・傷害補償基本特約の規定により保険金をお支払いするケガに起因する特定感染症 ・保険期間の初日からその日を含めて10日以内に発病した特定感染症(更新の場合を除きます。)	等
育英費用補償特約	扶養者*1が急激かつ偶然な外来の事故によりケガをされ、事故の日からその日を含めて180日以内に死亡または重度後遺障害が生じ、保険の対象となる方が扶養者に扶養されなくなったことにより損害が生じた場合 ▶育英費用保険金額の全額をお支払いします。(重度後遺障害の例) ■両目が失明したもの ■咀嚼および言語の機能を廃したのもの ■神経系統の機能または精神に著しい障害を残し、常に介護を要するもの等 ※他の保険契約または共済契約から保険金または共済金が支払われた場合には、保険金が差し引かれることがあります。 ※保険の対象となる方またはそのご家族が、補償内容が同様の保険契約を他にご契約されているときには、補償が重複することがあります。ご加入にあたっては補償内容を十分ご確認ください。 *1 加入依頼書等に「被保険者の扶養者」として記載された方をいいます。	・地震・噴火またはこれらによる津波によって生じたケガによる扶養不能状態*1 ・ご契約者、保険の対象となる方または扶養者の故意または重大な過失によって生じたケガによる扶養不能状態 ・保険金の受取人の故意または重大な過失によって生じたケガによる扶養不能状態(その方が受け取るべき金額部分) ・扶養者の闘争行為、自殺行為または犯罪行為によって生じたケガによる扶養不能状態 ・扶養者が無免許運転や酒気帯び運転をしている場合に生じたケガによる扶養不能状態 ・扶養者の脳疾患、疾病または心神喪失によって生じたケガによる扶養不能状態 ・扶養者の妊娠、出産、早産または流産によって生じたケガによる扶養不能状態 ・扶養者に対する外科的手術等の医療処置(保険金が支払われるケガを治療する場合を除きます。)によって生じたケガによる扶養不能状態 ・むちうち症や腰痛等で、医学的他覚所見のないものによる扶養不能状態 ・扶養者が扶養不能状態になったときに保険の対象となる方を扶養していない場合	等

保険金をお支払いする主な場合		保険金をお支払いしない主な場合	
入院医療保険金	保険の対象となる方が病気によって医師等の治療を必要とし、かつ、保険期間中に開始した入院*1が1日を超えて継続した場合 ▶入院医療保険金日額に入院*1した日数(実日数)を乗じた額をお支払いします。ただし、同一の病気(医学上重要な関係がある病気を含みます。)による入院*2について、60日を限度とします。 ※入院医療保険金が支払われる入院中、さらに別の病気をされても入院医療保険金は重複してはお支払いできません。 *1 介護療養型医療施設または介護医療院における入院を除きます。 *2 退院後、その日を含めて180日を経過した日の翌日以降に再入院した場合は、再入院は前の入院と異なるものとみなします。	・地震・噴火またはこれらによる津波によって生じた病気*1 ・保険の対象となる方の故意または重大な過失によって生じた病気 ・保険金の受取人の故意または重大な過失によって生じた病気(その方が受け取るべき金額部分) ・保険の対象となる方の闘争行為、自殺行為または犯罪行為によって生じた病気 ・無免許運転や酒気帯び運転をしている場合に生じた病気 ・麻薬、大麻、あへん、覚せい剤、危険ドラッグ、シンナー等の使用によって生じた病気 ・アルコール依存および薬物依存 ・先天性疾患	等
手術医療保険金	保険の対象となる方が、病気の治療のため、保険期間中に公的医療保険制度に基づく医科診療報酬点数表により手術料や放射線治療料の算定対象として列挙されている手術*1または放射線治療*2を受けられた場合 ▶以下の金額をお支払いします。 ・入院*3中の手術：入院医療保険金日額の10倍 ・入院*3中以外の手術：入院医療保険金日額の5倍 ・放射線治療：入院医療保険金日額の10倍 *1 傷の処置、切開術(皮膚・鼓膜)、抜歯等お支払いの対象外の手術やお支払回数に制限がある手術(時期を同じくして2種類以上の手術を受けた場合等)があります。 *2 血液照射を除きます。お支払いの対象となる放射線治療を複数回受けた場合は、施術の開始日から、60日の間に1回の支払を限度とします。 *3 介護療養型医療施設または介護医療院における入院を除きます。	・むちうち症や腰痛等で、医学的他覚所見のないもの ・この保険契約が継続されてきた最初の保険契約(初年度契約といえます。)の保険始期時点で、既に被っている病気*2	等
入院療養一時金支払特約	保険の対象となる方が病気を被り、保険期間中に医師等がその治療のために継続して60日以上の日数の入院*1が必要であると診断した場合 ▶入院療養一時金の全額をお支払いします。ただし、同一の病気(医学上重要な関係がある病気を含みます。)*2について、保険期間を通じて1回に限りです。 *1 介護療養型医療施設または介護医療院における入院を除きます。 *2 以下のいずれかに該当する場合、後の病気は前の病気と異なるものとみなします。 ・退院後、その日を含めて180日を経過した日の翌日以降に再びその病気の入院治療が必要となったとき ・入院をなかった場合は、その病気の治療が終了した日からその日を含めて180日を経過した日の翌日以降に再びその病気の入院治療が必要となったとき	*1 該当した保険の対象となる方の数の増加が、この保険の計算の基礎に及ばず影響が少ない場合は、その程度に応じ、保険金の全額をお支払いすることや、その金額を削減してお支払いすることがあります。 *2 初年度契約の保険始期時点で、既に被っている病気についても、初年度契約の保険始期日から1年(保険期間が1年を超えるご契約の場合は、2年となります。)を経過した後に保険金支払事由に該当したときは、保険金のお支払いの対象とします。	等



重要事項説明書〔契約概要・注意喚起情報のご説明〕 団体総合生活保険にご加入いただく皆様へ

ご加入前に必ずご理解いただきたい大切な情報を記載しています。必ず最後までお読みください。

※ご家族を保険の対象となる方とする場合等、ご加入者と保険の対象となる方が異なる場合には、本内容を保険の対象となる方全員にご説明ください。
※ご不明な点や疑問点がありましたら、《お問い合わせ先》までご連絡ください。

【マークのご説明】 保険商品の内容をご理解いただくための事項 ご加入に際してお客様にとって不利益になる事項等、特にご注意ください事項

I ご加入前におけるご確認事項

1 商品の仕組み

この保険は、団体をご契約者とし、団体の構成員等を保険の対象となる方とする団体契約です。保険証券を請求する権利、保険契約を解約する権利等は原則としてご契約者が有します。基本となる補償、ご加入者のお申出により任意にご加入いただける特約等はパンフレット等に記載のとおりです。ご契約者となる団体やご加入いただける保険の対象となる方ご本人の範囲等につきましては、パンフレット等をご確認ください。

2 基本となる補償および主な特約の概要等

基本となる補償の“保険金をお支払いする主な場合”、“保険金をお支払いしない主な場合”や主な特約の概要等につきましては、パンフレット等をご確認ください。

3 補償の重複に関するご注意

以下の特約をご契約される場合で、保険の対象となる方またはそのご家族が、補償内容が同様の保険契約*1を他にご契約されているときには、補償が重複することがあります。補償が重複すると、対象となる事故について、どちらのご契約からでも補償されますが、いずれか一方のご契約からは保険金が支払われない場合があります。補償内容の差異や保険金額をご確認のうえで、特約等の可否をご検討ください*2。
●個人賠償責任補償特約 ●携行品特約 ●育児費用補償特約
*1 団体総合生活保険以外の保険契約にセットされる特約や東京海上日動以外の保険契約を含みます。
*2 1契約のみにセットされる場合、将来、そのご契約を解約されたときや、同居から別居への変更等により保険の対象となる方が補償の対象外になったとき等は、補償がなくなることがありますので、ご注意ください。

4 保険金額等の設定

この保険での保険金額はあらかじめ定められたタイプの中からお選びいただくこととなります。タイプについての詳細はパンフレット等をご確認ください。

5 保険期間および補償の開始・終了時期

ご加入の保険契約の保険期間および補償の開始・終了時期については、パンフレット等をご確認ください。保険の種類によっては、新規ご加入の場合、保険金お支払いの対象とならない期間がありますので、詳しくはパンフレット等にてご確認ください。

6 保険料の決定の仕組みと払込方法等

(1) 保険料の決定の仕組み

保険料はご加入いただくタイプ等によって決定されます。保険料については、パンフレット等をご確認ください。

(2) 保険料の払込方法

払込方法・払込回数については、パンフレット等をご確認ください。

(3) 保険料の一括払込みが必要な場合について

(※団体構成員またはそのご家族等から、ご加入者を募集する所定の団体契約で、保険料負担者がご加入者のご契約が対象となります。)
ご加入者が以下の事由に該当した場合、そのご加入者の残りの保険料を一括して払込みいただくことがありますので、あらかじめご了承ください。
①退職等により給与の支払いを受けられなくなった場合
②脱退や退職等により、その構成員でなくなった場合
③資本関係の変更により、お勤めの企業が親会社の系列会社でなくなった場合
④ご加入者の加入部分*1に相当する保険料が、集金日の属する月の翌月末までに集金されなかった場合 等

※保険期間の開始後、保険料の払込み前に事故が発生していた場合、その後、ご契約者を経て保険料を払込みいただく場合は保険金をお支払いします。
ただし、保険料を払込みいただけない場合には、ご加入者の加入部分*1について、保険金をお支払いできず、お支払いした保険金を回収させていただきますことや、ご加入者の加入部分*1を解除することがありますのでご注意ください。

*1 ご加入者によってご加入された、すべての保険の対象となる方およびすべての補償をいいます(例えば、加入内容変更による変更保険料を払込みいただけない場合、変更保険料を払込みいただけない補償だけでなく、ご加入されているすべての保険の対象となる方およびすべての補償が対象となります。)

【賠償責任に関する補償】

	保険金をお支払いする主な場合	保険金をお支払いしない主な場合
個人賠償責任補償特約 十個人賠償責任補償特約の一部変更に関する特約	<p>国内外において以下のような事由により、保険の対象となる方が法律上の損害賠償責任を負う場合</p> <p>■日常生活に起因する偶然な事故により、他人にケガ等をさせたり他人の財物(情報機器等に記録された情報を含みます。)を壊した場合</p> <p>■保険の対象となる方が居住に使用する住宅の所有、使用または管理に起因する偶然な事故により、他人にケガ等をさせたり他人の財物を壊した場合</p> <p>■電車等*1を運行不能にさせた場合</p> <p>■国内で受託した財物(受託品)*2を壊したり盗まれた場合</p> <p>▶1事故について保険金額*3を限度に保険金をお支払いします。</p> <p>※国内での事故(訴訟が国外の裁判所に提起された場合等を除きます。)に限り、示談交渉は原則として東京海上日動が行います。</p> <p>※東京海上日動との直接折衝について相手方の同意が得られない場合や保険の対象となる方に損害賠償責任がない場合等には、相手方との示談交渉はできませんのでご注意ください。</p> <p>※他の保険契約または共済契約から保険金または共済金が支払われた場合には、保険金が差し引かれることがあります。</p> <p>※記載している保険金以外に事故時に発生する様々な費用について保険金をお支払いする場合があります。</p> <p>※保険の対象となる方またはそのご家族が、補償内容が同様の保険契約を他にご契約されているときには、補償が重複することがあります。ご加入にあたっては補償内容を十分ご確認ください。</p>	<p>・ご契約者または保険の対象となる方等の故意によって生じた損害</p> <p>・地震・噴火またはこれらによる津波によって生じた損害</p> <p>・職務(アルバイトおよびインターンシップを除きます。)の遂行に直接起因する損害賠償責任(仕事上の損害賠償責任*1)によって保険の対象となる方が被る損害</p> <p>・保険の対象となる方およびその同居の親族に対する損害賠償責任によって保険の対象となる方が被る損害</p> <p>・第三者との間の特別な約定により加重された損害賠償責任によって保険の対象となる方が被る損害</p> <p>・保険の対象となる方が所有、使用または管理する財物*2の損壊について、その財物について正当な権利を有する者に対する損害賠償責任によって保険の対象となる方が被る損害</p> <p>・心神喪失に起因する損害賠償責任によって保険の対象となる方が被る損害</p> <p>・航空機、船舶、車両*3または銃器の所有、使用または管理に起因する損害賠償責任によって保険の対象となる方が被る損害</p> <p>・以下のような事由により、その受託品について正当な権利を有する者に対する損害賠償責任によって保険の対象となる方が被る損害</p> <p>■保険の対象となる方の自殺行為、犯罪行為または闘争行為</p> <p>■差押え、収用、没収、破壊等国または公共団体の公権力の行使</p> <p>■受託品が通常有する性質や性能を欠いていること</p> <p>■自然の消耗または劣化、変色、さび、かび、ひび割れ、虫食い</p> <p>■受託品が有する機能の喪失または低下を伴わないすり傷、かき傷、塗料の剥がれ落ち、単なる外観上の損傷や汚損</p> <p>■受託品に対する加工や修理・点検等の作業上の過失または技術の拙劣に起因する損害</p> <p>■受託品の電氣的事故または機械的の事故</p> <p>■受託品の置き忘れまたは紛失*4</p> <p>■詐欺または横領</p> <p>■風、雨、雪、雹(ひょう)、砂塵(さじん)等の吹き込みや浸み込みまたは漏入</p> <p>■受託品が委託者に引き渡された後に発見された受託品の損壊</p>
	<p>*1 自動車、電車、気動車、モノレール等の軌道上を走行する陸上の乗用車をいいます。</p> <p>*2 以下のものは受託品には含まれません。 自動車、原動機付自転車、自転車、船舶、サーフボード、ラジコン模型、携帯電話、コンタクトレンズ、眼鏡、手形その他の有価証券、クレジットカード、設計書、帳簿、動物や植物等の生物、乗車券、航空券、通貨、貴金属、宝石、美術品 等</p> <p>*3 情報機器等に記録された情報の損壊に起因する損害賠償責任については、500万円が支払限度額となります。</p>	<p>*1 保険の対象となる方がゴルフの競技または指導を職業としている方以外の場合、ゴルフの練習、競技または指導*5中に生じた事故による損害賠償責任は除きます。</p> <p>*2 受託品、ホテルまたは旅館等の宿泊が可能な施設および施設内の動産、ゴルフ場敷地内におけるゴルフ・カートを除きます。</p> <p>*3 自転車やゴルフ場敷地内におけるゴルフ・カートを除きます。</p> <p>*4 置き忘れまたは紛失後の盗難を含みます。</p> <p>*5 ゴルフの練習、競技または指導に付随してゴルフ場、ゴルフ練習場敷地内で通常行われる更衣、休憩、食事、入浴等の行為を含みます。</p>

【財産に関する補償】

	保険金をお支払いする主な場合	保険金をお支払いしない主な場合
携行品特約 携行品特約の一部変更に関する特約	<p>国内外において、保険の対象となる方が所有する、一時的に持ち出された家財や携行中の家財に損害が生じた場合</p> <p>▶損害額(修理費)から免責金額(自己負担額:1事故について5,000円)を差し引いた額を、保険期間を通じて(保険期間が1年を超える場合は保険年度ごとに)保険金額を限度に保険金としてお支払いします。ただし、損害額は時価額*1を限度とします。</p> <p>※他の保険契約または共済契約から保険金または共済金が支払われた場合には、保険金が差し引かれることがあります。</p> <p>※記載している保険金以外に事故時に発生する様々な費用について保険金をお支払いする場合があります。</p> <p>※保険の対象となる方またはそのご家族が、補償内容が同様の保険契約を他にご契約されているときには、補償が重複することがあります。ご加入にあたっては補償内容を十分ご確認ください。</p>	<p>・ご契約者、保険の対象となる方またはその同居の親族等の故意または重大な過失によって生じた損害</p> <p>・地震・噴火またはこれらによる津波によって生じた損害</p> <p>・保険の対象となる方の自殺行為、犯罪行為または闘争行為による損害</p> <p>・無免許運転や酒気帯び運転をしている間に生じた事故による損害</p> <p>・差押え、収用、没収、破壊等国または公共団体の公権力の行使に起因する損害</p> <p>・保険の対象が通常有する性質や性能を欠いていることに起因して生じた損害</p> <p>・自然の消耗または劣化、変色、さび、かび、ひび割れ、虫食い等による損害</p> <p>・保険の対象が有する機能の喪失または低下を伴わないすり傷、かき傷、塗料の剥がれ落ち、単なる外観上の損傷や汚損による損害</p> <p>・保険の対象に対する加工や修理・点検等の作業上の過失または技術の拙劣に起因する損害</p> <p>・電氣的事故または機械的の事故に起因する損害</p> <p>・保険の対象の置き忘れまたは紛失*1に起因する損害</p> <p>・詐欺または横領に起因する損害</p> <p>・風、雨、雪、雹(ひょう)、砂塵(さじん)等の吹き込みや浸み込みまたは漏入により生じた損害</p> <p>・保険の対象となる方の居住する住宅内(敷地を含みません。)で生じた事故による損害</p>
	<p>*1 同じものを新たに購入するのに必要な金額から使用による消耗分を控除して算出した金額をいいます。</p> <p>◎以下のものは補償の対象となりません。 自動車、原動機付自転車、自転車、船舶、サーフボード、ラジコン模型、携帯電話、コンタクトレンズ、眼鏡、手形その他の有価証券(小切手は含みません。)、クレジットカード、設計書、帳簿、商品・製品や設備・什器(じゅうき)、動物や植物等の生物、データやプログラム等の無体物</p>	<p>*1 置き忘れまたは紛失後の盗難を含みます。</p>

このパンフレットは団体総合生活保険の概要をご紹介します。ご加入にあたっては、必ず「重要事項説明書」をよくお読みください。ご不明な点等がある場合には、パンフレット等記載のお問い合わせ先までご連絡ください。

7 満期返れい金・契約者配当金

この保険には満期返れい金・契約者配当金はありません。

II ご加入時におけるご注意事項

1 告知義務

加入依頼書等に★や☆のマークが付された事項は、ご加入に関する重要な事項(告知事項)ですので、正確に記載してください(東京海上日動の代理店には、告知受領権があります。)。お答えいただいた内容が事実と異なる場合や告知事項について事実を記載しない場合は、ご加入を解除し、保険金をお支払いできないことがあります。
※告知事項かつ通知事項には☆のマークが付されています。通知事項については「Ⅲ-1 告知義務等」をご参照ください。
なお、告知事項は、お引受けする補償ごとに異なり、お引受けする補償によっては、★や☆のマークが付された事項が告知事項にあたらない場合もあります。お引受けする補償ごとの告知事項は下表をご確認ください(項目名は補償によって異なることがあります。)。また、ご加入後に加入内容変更として下表の補償を追加する場合も同様に、変更時点での下表の事項が告知事項となります。

【告知事項・通知事項一覧】 ★:告知事項 ☆:告知事項かつ通知事項

基本補償・特約	傷害補償	個人賠償責任 携行品
項目名		
生年月日	★	★
性別	—	—
職業・職務*1	☆	—
健康状態告知	—	—

※すべての補償について「他の保険契約等*2」を締結されている場合は、その内容についても告知事項(★)となります。また、医療費用補償特約(子ども傷害補償)をセットされる場合には、「公的医療保険制度」についても告知事項かつ通知事項(☆)となります。

*1 新たに職業に就いた場合や就いていた職業をやめた場合を含みます。
*2 この保険以外にご契約されている、この保険と全部または一部について支払責任が同一である保険契約や共済契約をいいます。他の保険契約等がある場合、そのご契約の内容によっては、東京海上日動にて保険のお引受けができない場合があります。

2 クーリングオフ

ご加入される保険は、クーリングオフの対象外です。

3 保険金受取人

【傷害補償】
死亡保険金受取人を特定の方に指定する場合*1は、必ず保険の対象となる方の同意を得てください(指定がない場合、死亡保険金は法定相続人にお支払いします。)。同意のないままにご加入をされた場合、ご加入は無効となります。

死亡保険金受取人を特定の方に指定する場合は、保険の対象となる方のご家族等に対し、この保険への加入についてご説明くださいますようお願いいたします。
死亡保険金受取人の指定を希望される場合は、お手数ですが、《お問い合わせ先》までお申出ください。

*1 家族型補償(本人型以外)の場合、保険の対象となる方ご本人以外の保険の対象となる方について、死亡保険金受取人を特定の方に指定することはできません。

4 現在のご加入の解約・減額を前提とした新たなご契約のご注意

現在のご加入を解約、減額等をするを前提に、新たな保険契約へのご加入をご検討される場合は、特に以下の点にご注意ください。
・補償内容や保険料が変更となったり、各種サービスを受けられなくなることがあります。
・新たにご加入の保険契約の保険料については、団体契約の始期日時点の保険の対象となる方の年齢により計算されます。
・新たにご加入の保険契約の保険料の計算の基礎となる予定利率・予定死亡率等が、解約・減額される契約と異なることがあります。

・保険の対象となる方の健康状態等により、お引受けをお断りをする場合や補償対象外となる病気・症状を設定のうえでお引受けをさせていただく場合があります。

・新たにご加入の保険契約に対しても告知義務がありますので、告知義務違反による解除や詐欺による契約の取消しが適用される場合があります。

・新たにご加入の保険契約の保険始期前に被った傷病に対しては、保険金が支払われない場合があります。

・新たにご加入の保険契約の保険始期日と責任開始日が異なることがあります(例えば、乗換えて新たにご加入の保険契約が「がん補償」である場合、保険始期日からその日を含めて90日を経過した日の翌日の午前0時より前の期間については、保険金をお支払いできません。この期間中に現在のご加入を解約するとがんの補償のない期間が発生します。)

Ⅲ ご加入後におけるご注意事項

1 通知義務等

【通知事項】
加入依頼書等に☆のマークが付された事項(通知事項)に内容の変更が生じた場合には、遅滞なく《お問い合わせ先》までご連絡ください。ご連絡がない場合は、お支払いする保険金が削減されることがあります。なお、通知事項はお引受けする補償ごとに異なり、お引受けする補償によっては、☆のマークが付された事項が通知事項にあたらない場合もあります。お引受けする補償ごとの通知事項は、「Ⅱ-1 告知義務【告知事項・通知事項一覧】」をご参照ください。

【その他ご連絡いただきたい事項】

●すべての補償共通

ご加入者の住所等を変更した場合は、遅滞なく《お問い合わせ先》までご連絡ください。

【ご加入後の変更】

ご加入後、ご加入内容変更や脱退を行う際には変更日・脱退日より前にご連絡ください。また、保険期間中に、本保険契約の加入対象者でなくなった場合には、脱退の手続きをいただく必要がありますが、保険期間の終了時までには補償を継続することが可能なケースがありますので、《お問い合わせ先》までご連絡ください。

ご加入内容変更をいただくから1か月以内に保険金請求のご連絡をいただいた場合には、念のため、《お問い合わせ先》の担当者に、その旨をお伝えいただけますようお願いいたします。

2 解約されるとき

ご加入を解約される場合は、《お問い合わせ先》までご連絡ください。
・ご加入内容および解約の条件によっては、東京海上日動所定の計算方法で保険料を返還、または未払保険料を請求*1することがあります。返還または請求する保険料の額は、保険料の払込方法や解約理由により異なります。
・返還する保険料があっても、原則として払込みいただいた保険料から既経過期間*2に対して「月割」で算出した保険料を差し引いた額よりも少なくなります。
・満期日を待たずに解約し、新たにご加入される場合、補償内容や保険料が変更となったり、各種サービスを受けられなくなることがあります。
*1 解約日以降に請求することがあります。
*2 始期日からその日を含めて解約日まで、既に経過した期間をいいます。

3 保険の対象となる方からのお申出による解約

傷害補償・所得補償・団体長期障害所得補償・医療補償・がん補償・介護補償においては、保険の対象となる方からのお申出により、その保険の対象となる方に係る補償を解約できる制度があります。制度および手続きの詳細については、《お問い合わせ先》までご連絡ください。また、本内容については、保険の対象となる方全員にご説明くださいますようお願いいたします。

4 満期を迎えるとき

【保険期間終了後、補償の更新を制限させていただく場合】

- 保険金請求状況や年齢等によっては、次回以降の補償の更新をお断りしたり、引受条件を制限させていただくことがあります。
- 東京海上日動が普通保険約款、特約または保険引受に関する制度等を改定した場合には、更新後の補償については更新日における内容が適用されます。この結果、更新後の補償内容等が変更されることや更新できないことがあります。

【更新後契約の保険料】

保険料は、補償ごとに、更新日現在の年齢および保険料率等によって計算します。したがって、その補償の更新後の保険料は、更新前の保険料と異なることがあります。

【保険金請求忘れのご確認】

ご加入を更新いただく場合は、更新前の保険契約について保険金請求忘れがないか、今一度ご確認をお願いいたします。ご請求忘れや、ご不明な点がございましたら、《お問い合わせ先》まですぐにご連絡ください。なお、パ

ンフレット等記載の内容は本年度の契約更新後の補償内容です。更新前の補償内容とは異なることがありますので、ご注意ください。

【更新加入依頼書等記載の内容】

更新加入依頼書等に記載しているご加入者(団体の構成員)の氏名(ふりがな)、社員コード、所属等についてご確認いただき、変更があれば訂正いただけますようお願いいたします。また、現在のご加入内容についてもあわせてご確認いただき、変更がある場合は、《お問い合わせ先》までご連絡ください。

【ご加入内容を変更されている場合】

ご加入内容を変更されている場合、お手元の更新加入依頼書等には反映されていない可能性があります。なお、自動更新される場合は、ご契約はこの更新加入依頼書等記載の内容にかかわらず、満期日時点のご加入内容にて更新されます。

Ⅳ その他ご留意いただきたいこと

1 個人情報の取扱い

- 保険契約者である企業または団体は引受保険会社に本契約に関する個人情報を提供いたします。引受保険会社および引受保険会社のグループ各社は、本契約に関する個人情報を、保険引受の判断、本契約の管理・履行、付帯サービスの提供、他の保険・金融商品等の各種商品・サービスの案内・提供、アンケート等を行うために利用する他、下記①から⑥の利用・提供を行うことがあります。なお、保健医療等の特別な非公開情報(センシティブ情報)の利用目的は、保険業法施行規則により、業務の適切な運営の確保その他必要と認められる範囲に限定されています。
 - ①本契約に関する個人情報の利用目的の達成に必要な範囲内で、業務委託先(保険代理店を含みます。)、保険仲立人、医療機関、保険金の請求・支払いに関する関係先、金融機関等に対して提供すること
 - ②契約締結、保険金支払い等の判断をするうえでの参考とするために、他の保険会社、一般社団法人日本損害保険協会等と共同して利用すること
 - ③引受保険会社と引受保険会社のグループ各社または引受保険会社の提携先企業等との間で商品・サービス等の提供・案内のために、共同して利用すること
 - ④再保険契約の締結、更新・管理、再保険金支払等に利用するために、再保険引受会社等に提供すること
 - ⑤質権、抵当権等の担保権者における担保権の設定等に係る事務手続きや担保権の管理・行使のために、その担保権者に提供すること
 - ⑥更新契約に係る保険引受の判断等、契約の安定的な運用を図るために、保険の対象となる方の保険金請求情報等(過去の情報を含みます。)をご契約者およびご加入者に対して提供すること
詳しくは、東京海上日動火災保険株式会社のホームページ(www.tokiomarine-nichido.co.jp)および他の引受保険会社のホームページをご参照ください。
- 損害保険会社等の間では、傷害保険等について不正契約における事故招致の発生を未然に防ぐとともに、保険金の適正かつ迅速・確実な支払を確保するため、契約締結および事故発生の際、同一の保険の対象となる方または同一事故に係る保険契約の状況や保険金請求の状況について一般社団法人日本損害保険協会に登録された契約情報等により確認を行っております。これらの確認内容は、上記目的以外には用いません。

2 ご加入の取消し・無効・重大事由による解除について

- 傷害補償で、ご加入者以外の方を保険の対象となる方とするご加入について死亡保険金受取人を法定相続人以外の方に指定する場合において、その保険の対象となる方の同意を得なかった場合、ご加入は無効になります。
- ご契約者、保険の対象となる方または保険金の受取人が、暴力団関係者その他の反社会的勢力に該当すると認められた場合には、東京海上日動はご加入を解除することができます。
- その他、約款等に基づき、ご加入が取消し・無効・解除となる場合があります。

3 保険会社破綻時の取扱い等

- 引受保険会社の経営が破綻した場合等には、保険金、返れい金等の支払いが一定期間凍結されたり、金額が削減されることがあります。
- 引受保険会社の経営が破綻した場合には、この保険は「損害保険契約者保護機構」の補償対象となり、保険金、返れい金等は、補償内容ごとに下表のとおりとなります。

補償内容	保険期間	経営破綻した場合等のお取扱い
傷害補償、賠償責任に関する補償、財産に関する補償、費用に関する補償	1年以内	原則として80%(破綻保険会社の支払停止から3か月間が経過するまでに発生した保険事故に係る保険金については100%)まで補償されます。
	1年超	原則として90%まで補償されます。ただし、破綻後に予定利率等の変更が行われた場合には、90%を下回ることがあります。

4 その他ご加入に関するご注意事項

- 東京海上日動の代理店は東京海上日動との委託契約に基づき、保険契約の締結・契約の管理業務等の代理業務を行っております。したがいまして、東京海上日動の代理店と有効に成立したご契約については東京海上日動と直接締結されたものとなります。

- 加入者票はご加入内容を確認する大切なものです。加入者票が到着しましたら、ご意向どおりのご加入内容になっているかどうかをご確認ください。また、加入者票が到着するまでの間、パンフレットおよび加入依頼書控等、ご加入内容がわかるものを保管いただけますようお願いいたします。ご不明な点がありましたら、《お問い合わせ先》までご連絡ください。なお、パンフレット等にはご加入上の大切なことから記載されていますので、ご一読のうえ、加入者票とともに保険期間の終了時まで保管してご利用ください。
- ご契約が共同保険契約である場合、各引受保険会社はそれぞれの引受割合に応じ、連帯することなく単独個別に保険契約上の責任を負います。また、幹事保険会社が他の引受保険会社の代理・代行を行います。引受保険会社については、<共同保険引受保険会社について>をご確認ください。

5 事故が起こったとき

- 事故が発生した場合には、直ちに(介護補償については遅滞なく、所得補償、団体長期障害所得補償、医療補償、がん補償等については30日以内に)《お問い合わせ先》までご連絡ください。
- 賠償責任に関する補償において、賠償事故にかかわる示談交渉は、必ず東京海上日動とご相談いただきながらご対応ください。
- 保険金のご請求にあたっては、約款に定める書類のほか、以下の書類または証拠をご提出いただく場合があります。
 - ・印鑑登録証明書、住民票または戸籍謄本等の保険の対象となる方、保険金の受取人であることを確認するための書類
 - ・東京海上日動の定める傷害もしくは疾病の程度、治療内容および治療期間等を証明する保険の対象となる方以外の医師の診断書、領収書および診療報酬明細書等(からだに関する補償においては、東京海上日動の指定した医師による診断書その他医学的検査の対象となった標本等の提出を求める場合があります。)
 - ・東京海上日動の定める就業不能状況記入書
 - ・東京海上日動の定める就業障害状況報告書
 - ・他の保険契約等の保険金支払内容を記載した支払内訳書等、東京海上日動が支払うべき保険金の額を算出するための書類
 - ・高額療養費制度による給付額が確認できる書類
 - ・附加給付の支給額が確認できる書類
 - ・東京海上日動が保険金を支払うために必要な事項の確認を行うための同意書
 - ・所得を証明する書類
 - ・公的介護保険制度の要介護認定等を証明する書類(介護補償(年金払介護)においては、それぞれの保険金支払基準日において有効な書類とします。)
- 保険の対象となる方または保険金の受取人に保険金を請求できない事情があり、保険金の支払いを受けるべき保険の対象となる方または保険金の受取人の代理人がいない場合は、保険の対象となる方または保険金の受取人の配偶者*1または3親等内のご親族(あわせて「ご家族」といいます。)のうち東京海上日動所定の条件を満たす方が、保険の対象となる方または保険金の受取人の代理人として保険金を請求できる場合があります。本内容については、ご家族の皆様にご説明くださいますようお願いいたします。
 - *1 法律上の配偶者に限ります。

- 保険金請求権には時効(3年)がありますのでご注意ください。
- 損害が生じたことにより保険の対象となる方等が損害賠償請求権その他の債権を取得した場合で、東京海上日動がその損害に対して保険金を支払ったときは、その債権の全部または一部は東京海上日動に移転します。
- 賠償責任に関する補償において、保険の対象となる方が賠償責任保険金等をご請求できるのは、費用保険金を除き、以下の場合に限られます。
 1. 保険の対象となる方が相手方に対して既に損害賠償としての弁済を行っている場合
 2. 相手方が保険の対象となる方への保険金支払を承諾していることを確認できる場合
 3. 保険の対象となる方の指図に基づき、東京海上日動から相手方に対して直接、保険金を支払う場合

東京海上日動安心110番(事故受付センター)のご連絡先は、後記をご参照ください。

東京海上日動火災保険株式会社	
保険の内容に関するご意見・ご相談等はパンフレット等記載のお問い合わせ先にて承ります。	
一般社団法人 日本損害保険協会 そんぽ ADR センター (指定紛争解決機関)	
東京海上日動火災保険(株)は、保険業法に基づく金融庁長官の指定を受けた指定紛争解決機関である一般社団法人日本損害保険協会と手続実施基本契約を締結しています。	
東京海上日動火災保険(株)との間で問題を解決できない場合には、同協会に解決の申し立てを行うことができます。	
詳しくは、同協会のホームページをご確認ください。(http://www.sonpo.or.jp/)	
 <通話料有料>	IP 電話からは 03-4332-5241 をご利用ください。
受付時間：平日 午前9時15分～午後5時(土・祝日・年末年始はお休みとさせていただきます。)	

<共同保険引受保険会社について>

引受保険会社	引割率
東京海上日動火災保険株式会社	92.15%
AIG損害保険株式会社	4.85%
損害保険ジャパン株式会社	3%

※東京海上日動火災保険株式会社の保険料は、上記の引割率に、東京海上日動火災保険株式会社の標準的な保険料を乗じた額となります。

本説明書はご加入いただく保険に関するすべての内容を記載しているものではありません。詳細につきましては、「団体総合生活保険 普通保険約款および特約」に記載しています。必要に応じて、団体までご請求いただくか、東京海上日動のホームページでご参照ください(ご契約により内容が異なっていたり、ホームページに保険約款を掲載していない商品もあります。)。ご不明点等がある場合は、《お問い合わせ先》までご連絡ください。インターネット等によりお手続きされる場合は、加入依頼書等へ記載することにかえて、画面上に入力してください。また、本説明書中の「健康状態告知書」は「健康状態の告知の画面」と読み替えてください。

東京海上日動のホームページのご案内
www.tokiomarine-nichido.co.jp

現在ご契約いただいております加入者様は必ずお読みください。

団体総合生活保険 商品改定のご案内

団体総合生活保険について、2019年10月1日以降始期契約より商品を改定させていただきます。つきましては、以下のとおり改定の内容につきご案内させていただきますので、本改定についてご理解賜りますとともに、引き続きご愛顧を賜りますよう、何卒よろしくお願ひ申し上げます。

主な改定点

(1) 各補償共通の改定内容

補償	改定項目	概要
各補償共通	PTA団体契約における保険の対象となる方ご本人の範囲の拡大	保険の対象となる方ご本人は、「PTAの構成員およびその家族」に限られていたが、PTAが組織された学校*1に在籍する幼児、児童、生徒または学生は、その保護者がPTAに所属していない場合でも、保険の対象となる方ご本人に含めます。 なお、PTAに所属していない保護者は、引き続き保険の対象となる方に含めることはできません。 *1 学校教育法に基づく学校、児童福祉法に基づく保育所および就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律に基づく認定こども園をいいます。
	薬物免責規定の改定	危険ドラッグを使用した状態で自動車を運転している間に生じた傷害等を免責とします。
	「同居」の定義の明確化	マンション等の集合住宅の別の住戸に居住している場合は、「同居」の定義における「同一家屋」にあたらぬことを約款上明確化します。
	サービス「デイリーサポート」の運用の見直し	「法律・税務相談」および「社会保険に関する相談」の電話受付時間を変更します。また、「介護アシスト」で同様のサービスを提供しているため、「介護関連サービス」を廃止します。

(2) 各補償固有の改定内容

○印のある補償について、下記のとおり改定いたします。

- ① こども傷害補償 ② 賠償・財産・費用に関する補償

		概要
○	○	保険料の改定 直近の保険金のお支払状況等を踏まえて、保険料を改定します。
○		「ギプス等」に関する規定の改定 実際に通院していない場合であっても、ギプス等を装着した所定の場合に通院したものとみなして通院保険金をお支払いする「みなし通院」の取扱いについて、「その他これらに類するもの」を限定列挙方式に変更します。また、保険金のお支払対象となる部位に顎骨および顎関節等を追加します。
○		学資費用保険金の支払対象の拡大 「学業費用補償特約」における学資費用保険金のお支払対象となる費用に、学校から指示を受けて業者から購入した教材費等を追加します。 「疾病による学業費用補償特約」における疾病学資費用保険金のお支払対象となる費用においても、同様とします。
○		「個人賠償責任補償特約」の補償対象の拡大 保険金のお支払対象に、以下の損害賠償責任を追加します。 ①以下の管理財物を損壊（(a)と(b)のうち動産については、盗取された場合を含みます。）したことによって保険の対象となる方*1が負担する損害賠償責任 (a) 他人から預かった物・レンタル品等の受託品（日本国内で受託した財物に限ります。なお、携帯電話、ノート型パソコン、自転車、コンタクトレンズ、眼鏡、1個または1組で100万円を超える物等は受託品に含みません。)*2 (b) ホテル等の宿泊が可能な施設および施設内の動産 (c) ゴルフ場敷地内におけるゴルフ・カート ②誤って線路に立ち入る等して電車等を止めてしまった場合（電車等の財物損壊なし）に、鉄道会社から請求される振替輸送費用などの損害賠償責任 ③別居の未婚の子等（保険の対象となる方）の居住の用に供される住宅の所有・使用・管理に起因する事故による損害賠償責任*1 *1 「本人のみ補償特約（個人賠償責任補償特約の一部変更に関する特約用）」をセットする場合は、改定対象外となります。 *2 こども傷害補償と同時に引き受ける場合は、従来どおり、データ、ソフトウェアまたはプログラム等の無体物、ノート型パソコン、1個または1組で100万円を超える物等についても補償対象となります。

このご案内は、2019年10月1日始期以降の団体総合生活保険の改定の概要を記載したものです。ご契約にあたっては、必ず「重要事項説明書」をよくお読みください。また、「ご契約のしおり（約款）」や「普通保険約款および特約」をご用意しております。約款のご請求やご不明な点がある場合は、代理店または東京海上日動までお問い合わせください。

07E1-GJ05-18013-201812

サービスのご案内

「日頃の様々な悩み」から「もしも」のときまでバックアップ！ 東京海上日動のサービス体制なら安心です。

※サービスの内容は予告なく変更・中止となる場合があります。
※サービスのご利用にあたっては、グループ会社・提携会社の担当者が、「お名前」「ご連絡先」「団体名」等を確認させていただきますのでご了承願います。

メディカルアシスト **自動セット**

お電話にて各種医療に関するご相談に応じます。また、夜間の救急医療機関や最寄りの医療機関をご案内します。

受付時間*1
24時間365日

0120-708-110

*1 予約制専門医相談は、事前予約が必要です（予約受付は、24時間365日）。

緊急医療相談

常駐の救急科の専門医および看護師が、緊急医療相談に24時間お電話で対応します。

医療機関案内

夜間・休日の受付を行っている救急病院や、旅先での最寄りの医療機関等をご案内します。

予約制専門医相談

様々な診療分野の専門医が、輪番予約制で専門的な医療・健康電話相談をお受けします。

がん専用相談窓口

がんに関する様々なお悩みに、経験豊富な医師とメディカルソーシャルワーカーがお応えします。

転院・患者移送手配*2

転院される時、民間救急車や航空機特殊搭乗手続き等、一連の手配の一切を承ります。

*2 実際の転院移送費用は、お客様にご負担いただきます。



介護アシスト **自動セット**

お電話にてご高齢者の生活支援や介護に関するご相談に応じ、優待条件でご利用いただける各種サービスをご紹介します。

受付時間: いずれも土日祝日、年末年始を除く

・電話介護相談 : 9:00~17:00
・各種サービス優待紹介 : 9:00~17:00

0120-428-834

電話介護相談

ケアマネジャー・社会福祉士・看護師等が、公的介護保険制度の内容や利用手続、介護サービスの種類や特徴、介護施設の入所手続、認知症への対処法といった介護に関するご相談に電話でお応えします。認知症のご不安に対しては、医師の監修を受けた「もの忘れチェックプログラム*1」をご利用いただくことも可能です。

インターネット介護情報サービス

情報サイト「介護情報ネットワーク」を通じて、介護の仕方や介護保険制度等、介護に関する様々な情報をご提供します。
[ホームページアドレス] www.kaigonw.ne.jp

各種サービス優待紹介*2

「家事代行」「食事宅配」「リフォーム」「見守り・緊急通報システム」「福祉機器」「有料老人ホーム・高齢者住宅」「バリアフリー旅行」といった高齢の方の生活を支える各種サービスについて優待条件でご利用いただける事業者をご紹介します。※お住まいの地域によってはご利用いただけなかったり、優待を実施できないサービスもあります。

*1 お電話でいくつかのアンケートにお答えいただき、その回答結果に基づいて、受診のおすすめや専門医療機関のご案内等を行います。
*2 本サービスは、サービス対象者（「ご注意ください」をご参照ください。）に限りご利用いただけます。



デイリーサポート **自動セット**

法律・税務・社会保険に関するお電話でのご相談や毎日の暮らしに役立つ情報をご提供します。

受付時間: いずれも土日祝日、年末年始を除く

・法律相談 : 10:00~18:00 社会保険に関する相談 : 10:00~18:00
・税務相談 : 14:00~16:00 暮らしの情報提供 : 10:00~16:00

0120-285-110

法律・税務相談

提携の弁護士等が身の回りの法律や税金に関するご相談に電話でわかりやすくお応えします。また、ホームページを通じて、法律・税務に関するご相談を24時間電子メールで受け付け、弁護士等の専門家が電子メールでご回答します。
[ホームページアドレス] www.tokiomarine-nichido.co.jp/contractor/service/consul/input.html
※弁護士等のスケジュールとの関係でご回答までに数日かかる場合があります。

社会保険に関する相談

公的年金等の社会保険について提携の社会保険労務士がわかりやすく電話でご説明します。
※社会保険労務士のスケジュールとの関係でご回答までに数日かかる場合があります。

暮らしの情報提供

グルメ・レジャー情報・冠婚葬祭に関する情報・各種スクール情報等、暮らしに役立つ様々な情報を電話でご提供します。



ご注意ください (各サービス共通)

- ・ご利用は、保険期間中にご相談内容の事柄が発生しており、かつ現在に至るまで保険契約が継続している場合に限りです。
- ・ご相談の対象は、ご契約者、ご加入者および保険の対象となる方（法人は除きます。）、またはそれらの方の配偶者*1・ご親族*2の方（以下サービス対象者といいます。）のうち、いずれかの方に日本国内で発生した身の回りの事象（事業活動等を除きます。）とし、サービス対象者からの直接の相談に限りです。
- ・一部の地域ではご利用いただけません。
- ・各サービスは、東京海上日動がグループ会社または提携会社を通じてご提供します。
- ・メディカルアシストおよび介護アシストの電話相談は医療行為を行うものではありません。また、ご案内した医療機関で受診された場合の費用はお客様のご負担となります。
- *1 婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある方および戸籍上の性別が同一であるが婚姻関係と異なる程度の実質を備える状態にある方を含みます。婚約とは異なります。
- *2 6親等以内の血族・3親等以内の姻族をいいます。

東京海上日動安心110番(事故受付センター)

事故のご連絡・ご相談は全国どこからでも「東京海上日動安心110番」へ
※事故の受付・ご相談のみ承ります。事故以外のお問合わせは下記取扱代理店までご連絡ください。



0120-119-110

「事故は119番・110番」

受付時間:
24時間365日